

第7期 霧島市障害福祉計画・第3期 霧島市障がい児福祉計画 策定支援業務委託 仕様書

1 委託業務名

第7期 霧島市障害福祉計画・第3期 霧島市障がい児福祉計画策定支援業務委託

2 業務の目的

本計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律第88条の2に基づく第7期障害福祉計画（令和6年度～令和8年度）、児童福祉法第33条の21に基づく第3期障がい児福祉計画（令和6年度～令和8年度）の策定に当たり、計画策定及び基礎データとなるニーズ調査、並びに霧島市障害者自立支援協議会等の運営支援を委託することを目的とする。

また、本市の上位計画となる「第二次霧島市総合計画」の基本方針や各関係計画との施策の方向性の整合性をもって作成するものとする。

3 委託期間

契約締結日(令和5年6月頃)から令和6年3月29日まで

4 委託業務内容

(1) 現行計画の検証

第6期障害福祉計画の課題等の整理・分析。

- ①霧島市障がい者計画検証のためのワークシートの作成、施策ごとの記載内容の点検・次期計画への反映。
- ②第2期障がい児福祉計画策定のためのワークシートの作成、施策ごとの記載内容の点検、時期計画への反映。

(2) アンケート調査の実施と分析

計画策定の基礎資料とするため、障がいのある方やその家族等に対し、生活実態、制度やサービスの認知度、利用状況、今後の利用意向などを把握する。ただし、国の基本指針が示された段階で、下記の設定に変更が生じることがある。

①調査票の企画・設計

- ・調査客体（障害種別も含め、アンケート調査表を企画・設計すること。なお、アンケート調査表は回答者に配慮したものとする）
- ・アンケート調査を活用し、霧島市の現状や課題を的確に把握できる調査項目を提案すること。
- ・調査票は霧島市障害者自立支援協議会等での意見等を迅速に反映し、必要に応じて本市と受託者との協議により、調査種別、設問数等を変更して設計する。

②調査票の作成（調査票及び送付用・返信用封筒の印刷）

- ・障害のある方（障がい児及びその保護者を含む。）1,500人を想定。
- ・調査票は、A4版、単色刷、16頁程度を想定し、封筒は発送用に角形2号、返信用（受取人払い）に角形2号もしくは長形3号を使用する。
- ・調査票の電子データを収録したCD-R1組を納品すること。また、見本として、アン

ケート調査票を各50部納品すること。

③アンケート調査実施（調査票発送、回収）

- ・調査対象者の抽出は霧島市が行い、Microsoft Excel 形式またはCSV形式でのデータ渡しとする。受託者は、宛名シール等を作成し、受託期間満了後は速やかにデータを廃棄すること。
- ・調査票の返送先は霧島市役所 長寿・障害福祉課とすること。回収した調査票の受け渡し方法については受託者と協議するが、必要な費用は受託者が負担すること。

④データ入力、集計及び分析

- ・回収された調査票のデータ入力、単純集計、クロス集計等を行うとともに、グラフ等を活用して分析を行うこと。
- ・自由回答については、意見をとりまとめて分類すること。
- ・分析コメント、調査結果の総括を行うこと。

⑤アンケート調査結果報告書の作成

(3) ヒアリング調査の実施と分析

計画策定の基礎資料とするため、障がい者団体等へのヒアリング調査(4団体程度を想定)を行い、生活実態及び意向を把握することを目的とする。

また、霧島市障害者自立支援協議会等において認識されている課題等の把握については、これまでの会議資料によるほか、必要に応じ、霧島市障害者自立支援協議会への参加(会議は年2回程度開催予定)、霧島市障害者自立支援協議会の各専門部会(3部会)との会議(各2回～6回程度を想定)によるヒアリング等により実施すること。

(4) 基礎的資料の整理、現状分析業務

①基礎的資料・データ等の整理

②上位計画・関連計画・障害者福祉施策の方向性の整理

③実態調査(アンケート調査及びヒアリング調査等)やサービス給付実績を踏まえた現行の「第6期障害者福祉計画」及び「第2期障がい児福祉計画」の進捗状況の整理・分析

(5) 会議運営支援

霧島市障害者自立支援協議会の開催に当たり、その運営支援を行うこと。

- ・計画策定に当たり、学識経験者や関係団体の代表者等で構成する会議(構成員15名程度)の開催に必要な資料を作成すること。
- ・会議に同席して、必要に応じて資料を説明し、議事進行を補佐すること。
- ・会議は、年3回程度開催予定

(6) 計画策定支援業務

- ・現状分析業務で抽出した課題、市の保管する情報・データ等を統合し、国の基本指針を踏まえ総合的に検証したうえで計画の見直し及びサービス見込量の算出・目標値の設定を行うこと。
- ・実態調査(アンケート調査及びヒアリング調査等)や現状分析、障害者障害者自立支援協議会等での意見を踏まえ、必要な検討を行い、計画案を作成すること。
- ・計画案については、霧島市障害者自立支援協議会の開催等に合わせ、計画骨子案、計画素案、計画案を、別途市と協議調整した期日までに随時作成すること。また、計画案を作成する上で必要となる説明用資料等を作成するとともに、適宜記載内容の修正や、全

体の構成・レイアウトデザイン・図面作成を行うこと。

- ・計画素案にてパブリックコメントを実施するため、パブリックコメントに公表する資料作成、意見に対する助言等の支援、補修正を行うこと。
- ・計画書及び概要版を設計、作成すること。

(7) 成果品

- ① 第7期 霧島市障害福祉計画・第3期 霧島市障がい児福祉計画書
1部（A4版、表示カラー、中身モノクロ、80ページ程度）
同内容の電子データ1部（CD-R）※ファイル形式：PDF、Word
- ② 第7期 霧島市障害福祉計画・第3期 霧島市障がい児福祉計画書の概要版
同内容の電子データ1部（CD-R）※ファイル形式：PDF、Word

5 スケジュール

時期（予定）	内 容
令和5年6月初旬	・計画策定支援業務委託事業者選定及び契約
令和5年7月	・福祉に関するアンケートの実施
令和5年7月	・第1回霧島市障害者自立支援
令和5年8月	・第1回霧島市障害福祉計画策定検討委員会
令和5年10月	・第2回霧島市障害福祉計画策定検討委員会
令和5年11月	・計画素案の完成 ・第3回霧島市障害福祉計画策定検討委員会
令和5年12月	・第2回霧島市障害者自立支援協議会 （計画素案の協議）
令和6年1月	・パブリックコメントの実施 （計画最終案の作成）
令和6年2月	・第4回霧島市障害福祉計画策定検討委員会 （計画最終案の協議）
令和6年3月	・第3回霧島市障害者自立支援協議会 （計画策定案の承認、公表）

6 注意事項

- 本業務の履行に当たっては、委託者と綿密な協議及び連絡を行い進めること。
- 本業務の履行に当たっては、業務に精通した経験者を業務責任者とする事。
- 受託者は、個人情報保護に関する法律や、霧島市個人情報保護条例等を遵守し、業務上知り得た個人情報等の秘密を他人に漏らしてはならない。また、業務終了後又は契約解除後も同様とする。
- 本仕様書に記載している業務の全部又は一部を委託者の許可なく、第三者に委託してはならない。
- 本業務の履行に当たり必要となる資料等については、その都度、委託者から提供する。受託者は、提供された資料について十分な注意を払って保管し、本業務以外の目的に使用し

てはならない。また、提供を受けた資料等は、契約期間終了後すべて返却する。

- 受託者から引渡しを受けた成果品に関する権利は、一切委託者に帰属するものとする。
- 業務完了後、受託者の責めに帰すべき理由による成果品等不良箇所が発見された場合は、受託者は速やかに委託者が必要と認める訂正、補正、その他必要な措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。

7 その他

本仕様書に記載のない事項又は疑義が生じた場合は、別途協議するものとする。